

農業試験展示ほ成績書を発行しました

平成30年度に町内の各農業生産組織および日高農業改良普及センター日高西部支所が実施した、各種農業試験展示ほの結果をまとめました。成績書をご希望の方は、農業支援センターへご連絡ください。

主な内容 ①水稲部門（作況調査、特別栽培実証、薬剤効果など）②野菜部門（トマト土壌病害対策・各種資材効果、寒締めほうれんそう品種比較など）

☎ 農業支援センター ☎ 2-2383

ほくでん岩知志ダム、岩知志発電所からの放流についてのお願い

ダムの水門を開けたり発電を開始したりして水を流すときは、川沿いに設置したスピーカーまたはサイレンによりお知らせしますので、水難事故防止のため速やかに河川から離れてください。

ゲリラ豪雨などにより、ダムへの川の水の流入が急激に増加し、緊急的に放流する時は、川の水位が急激に上昇することから、通常時と異なる男性の声で緊急放送を行いますので、直ちに河川から離れてください。

また、川沿いにお住まいの方は、河川に近づかないようお願いいたします。特に、魚釣りや子どもの川遊びなどは十分注意願います。

ダムの水門から水を流すのは、

- ①雪どけや降雨などにより川の水が増えたとき
- ②発電設備を点検補修するとき
- ③車両の転落事故など、予測できない事故があったとき など

◆放流する時のお知らせ方法

岩知志ダム

【スピーカーによるお知らせ】

▶ダム放流や発電放流を開始する時、放流により川の水が増え始める約15分前から放送します。

▶ダム放流量が200 m³/秒、400 m³/秒になった時、放送します。

▶さらに、ダム放流量が500 m³/秒になった時、および500 m³/秒を超えて100 m³/秒を増す毎に放送します。

【サイレンによるお知らせ】

▶ダム放流量が500 m³/秒になった時、および500 m³/秒を超えて100 m³/秒を増す毎に吹鳴します。

岩知志発電所

【スピーカーによるお知らせ】

▶発電所放流を開始する時、発電所放流より川の水が増え始める約15分前から放送します。

☎ 北海道電力株式会社 日高水力センター ☎ 01457-6-2076

国保病院 4月の循環器内科・皮膚科診療日

循環器内科

担当医師	診療日	診療時間
鹿島医師	10日	毎週水曜日 9:30～11:30
榎本医師	3日、17日、 24日	※医師が変更になる 場合があります 第2・4月曜日
小林医師	8日、22日	13:30～15:00

皮膚科

担当医師	診療日	診療時間
加瀬医師	9日、23日	第2火曜日 10:30頃～15:00

☎ 国保病院 ☎ 2-2201

4月外来診療変更のお知らせ

4月1日より梅津医師が着任され、外来診療が変更となります。

	診療科目	月	火	水	木	金
午前	内科	谷	梅津	梅津	村上	谷または村上
	外科	村上	休診	休診	谷	休診
午後	内科	梅津			梅津	
	総合(内科外科)	外科の診療はできません	村上	谷	外科の診療はできません	谷または村上

整形外科の専門診療はできませんので、ご了承ください。午前の受付時間は、11時15分までとさせていただきます。詳しくは、国保病院へお問い合わせください。

☎ 国保病院 ☎ 2-2201

外来受付時間の変更

4月1日より午前の外来診療の受付時間を11時15分までとさせていただきます。

☎ 国保病院 ☎ 2-2201

振内診療所 4月の診療体制

	水曜日		金曜日
3日	藤井医師	5日	藤井医師
10日	藤井医師	12日	藤井医師
17日	藤井医師	19日	藤井医師
24日	藤井医師	26日	休診

受付時間 9:00～11:30 / 13:00～15:00

受付時間は15:00で終了いたします。

☎ 国保病院 ☎ 2-2201
振内診療所 ☎ 3-3004

すずらんのまちだより

びらとり

発行 平取町 編集 まちづくり課広報広聴係

2019年(平成31年)

3月22日発行

No. 6

(次回発行4月12日)

平取町職員(正職員)募集

次により正職員(土木技術者)を募集します。

募集人員 1人

勤務内容 一般事務職(土木技術者)

採用年月日 2019年5月下旬

応募資格

・実務経験が概ね5年以上の方 または高校卒業以上で土木科を専攻した方

・昭和59年4月2日以降に生まれた方

・平取町に居住できる方

・普通自動車運転免許所持者

※下記に抜すいの地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する方は応募できません。

・成年被後見人または被保佐人

・禁錮以上の刑に処され、その執行を終るまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

応募方法

4月26日(金)午後5時までに・採用試験申込書(役場総務課、各支所にあります)・運転免許証の写し・卒業証明書(最終学校)・学業成績証明書(最終学校)を提出

試験会場 平取町役場

試験方法 1次:書類審査

2次:面接試験(5月予定)

勤務条件 平取町職員の給与に関する条例等の規定による。

その他 不明な点がございましたら、お問い合わせください。

☎ 総務課総務係 ☎ 2-2221

平取町議会議員選挙立候補届出の事前審査

町議会議員選挙の立候補届出は、4月16日(土)ですが、各種届出に係る事前審査を次のとおり行いますので、立候補を予定されている方は、審査を受けられるようお願いします。

なお、届出用紙は3月19日(土)に開催した立候補予定者等説明会の際に配布をしておりますが、紛失若しくは説明会に出席できなかったなど、改めて届出用紙等を希望される方は、町選挙管理委員会事務局までお申し出ください。

審査期日 4月9日(土) 9:00～15:00

場所 役場2階会議室

☎ 選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎ 2-2221

行事予定 4月1日～15日

5日(金) 一一 始業式/全小中学校
一一 入学式
/紫小・平小・二小・貫小・振小

7日(日) 7:00 北海道知事および北海道議会議員選挙/全町

8日(月) 一一 入学式/平中・振中・平高

10日(水) 一一 入学式/平取養護

15日(月) 8:15 町民交通安全の日/全町

◆の表示のあるものは、傍聴できますので直接会場にお越しください。

平取町職員(臨時職員)募集

町では、次により臨時職員を募集します。

募集人員 1人

勤務場所 平取町内小中学校

勤務内容 学校における特別支援教育支援員

勤務条件 平日8:05～15:35

日給6,300円

雇用期間 採用から2020年3月31日まで

応募資格

・普通自動車運転免許所持者

・小学校および中学校教諭、保育士、幼稚園教諭の何れかの資格を有する方、もしくは同等以上の資格を有する方、または、特別支援員経験者

試験方法 1次:書類審査

2次:面接試験

応募方法 3月29日(金)までに、履歴書(写真添付)、応募資格を証明する書類の写しを総務課総務係に提出してください。

☎ 生涯学習課学校教育係 ☎ 2-2619

「びらとり温泉ゆから」よりお知らせ

びらとり温泉ゆからでは、日帰り入浴料金を4月1日(土)より改定しますのでお知らせします。

大人 420円 → **500円**

小学生 140円 → 140円 改定なし

幼児 無料 → 無料 改定なし

☎ びらとり温泉ゆから ☎ 2-3280

郵便による投票制度をご存じですか

郵便投票とは、身体が不自由で投票所に行くことが困難な方のために、自宅などで投票ができる制度です。

対象は、身体障害者手帳の障害程度が両下肢・体幹で1級もしくは2級、心臓・腎臓等で1級もしくは3級の方、また、戦傷病者手帳に両下肢・体幹で第2項症以上、心臓・腎臓等で第3項症以上の方および介護保険被保険者証の要介護状態区分が、要介護5の方です。

なお、制度利用にあたっては選挙管理委員会への登録が必要となるほか、障害区分等は、上記以外に詳細に規定されており、該当にならない場合もありますので、選挙管理委員会へ事前にお問い合わせのうえ、手続きなどをされるようお願いいたします。

☎ 選挙管理委員会事務局（総務課内）
☎ 2-2221

サイレンを吹鳴します

4月7日㊤に行われる北海道知事選挙および北海道議会議員選挙での棄権防止を喚起するため、次の時刻にサイレンを吹鳴しますので、火災と間違わないようご注意ください。

期日 4月7日㊤
午前7時と午後5時

吹鳴地区 荷葉・本町・荷負・貫気別・長知内振内町

☎ 選挙管理委員会事務局（総務課内）
☎ 2-2221

「家畜排せつ物の適正管理に向けた取組強化期間」に伴う適正管理

～畜産農家のみなさまへ～

融雪期を迎え、家畜排せつ物や排汁の河川流出や地下浸透などの危険性が極めて高くなる時期であることから、道では、毎年、この時期に家畜排せつ物の適正管理に向けた取組強化期間（3月18日～4月19日）を設定しています。

今冬は、全国的に気温が高温傾向にある中で、気象庁の発表の1ヶ月予報（2月21日）によると、今後も、気温が平年より高く推移する見込みであることから、融雪も早まることが予想されますので、適正な管理を図られますようお願いいたします。

なお、貯留施設等によっては許容量以上の家畜ふん尿が貯留されていることが想定されるため、排汁などの地下浸透・河川への流出がないよう適正な管理をお願いします。

☎ 産業課畜産係 ☎ 2-2223

春休み映画上映会のお知らせ

図書館では、映画上映会を行います。ご家族そろってお楽しみください。

作品 「トムとジェリー 夢のチョコレート工場」（80分）

世界中で大人気のウィリー・ウォンカのチョコレートに5枚だけ入れられた“ゴールデン・チケット”を手にした心やさしい少年チャーリーは、トムとジェリーとともにおいしいお菓子が作られる夢の世界の冒険へと旅立つが、その工場には秘密が…

期日 3月30日㊤
① 10:00～ ② 14:00～

場所 ふれあいセンターびらとり（視聴覚ホール）
その他 入場無料・事前申込不要

☎ 町立図書館 ☎ 4-6666

カラスの営巣による電気事故防止

毎年、春先から初夏にかけて、送電鉄塔や電柱にカラスの巣作りが多くなります。

そのため、巣の材料となる針金などの金属が電線に触れて、停電の原因となる事故が発生しています。

ほくでんは、こうした事故を予防するため、鉄塔や電柱にカラスがとまりにくく工夫をしていますが、もし、カラスの巣を発見された場合はお手数ですが、お近くのほくでんまでご連絡をお願いします。

☎ 北海道電力(株)富川ネットワークセンター
☎ 01456-2-0019

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ

◆平成31年度の保険料率改定

平成31年3月分（4月納付）から健康保険料率は10.31%（プラス0.06ポイント）、介護保険料率は1.73%（プラス0.16ポイント）となります。健康保険および介護保険料率の引き上げに関しまして、ご理解をお願いします。

◆平成31年度協会けんぽの健診

協会けんぽ北海道支部では年度内に1回、加入者のみなさまの検診費用の一部を補助しています。35歳～74歳の被保険者（本人）へは、がん検診を含め充実した健診項目の「生活習慣病予防検診」を、40歳～74歳の被扶養者（家族）へは、メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」の二つの検診を用意しています。

生活習慣病の予防と早期発見・早期治療のためにも年に1度は健診を受けましょう。

☎ 全国健康保険協会（協会けんぽ）北海道支部 ☎ 011-726-0352

こぐまサークル会員募集中！

親子の友達づくりや情報交換、リフレッシュなどを目的として活動している子育てサークルです。

興味のある方はお気軽にご連絡ください。見学大歓迎です。

活動日 毎週火曜日
場所 児童館（ふれあいセンターびらとり2階）
対象 就学前の子と親
活動内容 児童館内での自由遊び、お散歩、ベビーマッサージ、消防署見学、バス遠足、クリスマス会など
会費 半年300円（行事の諸費用として）
連絡先 図書館（ふれあいセンターびらとり3階）に専用ポストがあります。

ヒグマに注意！！

4月1日から5月31日までは「春のヒグマ注意特別期間」です。春は山菜採りなどのため、人間がヒグマの生息する野山に出かける機会が多い季節であることに加え、ヒグマも冬眠明けで餌を求めて活発に活動するため、人間とヒグマが遭遇する機会が多くなります。事故を防ぐために次のことに注意しましょう。

ヒグマに合わないことが一番

- ・音を出しながら歩きましょう。
- ・薄暗いときには野山に入らないようにしましょう。
- ・ヒグマのフンや足跡などを見つけたら、すぐに引き返しましょう。

ゴミはヒグマを呼びよせます

- ・絶対ゴミを捨てない。ゴミはすべて持ち帰りましょう。
- ・動物の死体を見つけたら、その場から離れましょう。

☎ 町民課生活環境係 ☎ 4-6113

弁護士無料法律相談会 4月開催

札幌弁護士会では、毎月各地区で相談会を開催しています。お気軽にご相談ください。（予約優先）

《平取町での相談会》

期日 9日㊤ 13:30～15:00
23日㊤ 10:30～12:00

場所 ふれあいセンターびらとり

《ひだか弁護士相談センター》

期日 1日㊤ 3日㊤ 8日㊤ 10日㊤
15日㊤ 17日㊤ 22日㊤ 24日㊤

時間 13:00～15:00

場所 新ひだか町静内吉野町2-1-4

《門別地区相談所》

期日 23日㊤ 13:30～16:00

場所 門別公民館（日高町門別本町210-1）

☎ まちづくり課広報広聴係 ☎ 2-2222
ひだか弁護士相談センター ☎ 0146-42-8373

飲酒運転根絶宣言事業者等の登録制度

飲酒運転根絶宣言事業者等の登録制度とは？

飲酒運転の根絶をより一層推進するため、日高振興局が管内の警察署と連携して、飲酒運転の根絶に取り組むことを宣言した事業者等を登録し、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識の醸成を広く図る制度です。

対象 管内で事業を営む個人または法人その他団体、酒類を提供する飲食店

届出方法 届出書に必要事項をご記入の上、下記振興局担当課まで、郵送、FAX、電子メールのいずれかにてご提出ください。URLから様式をダウンロードできます。

URL: <http://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/insyu-untenkonznzetsutouroku.htm>

証明書の交付

届出書を提出いただきましたら、内容の確認後、登録証を交付します。交付手続きのため送付までに期間を要する場合があります

登録していただくと、「飲酒運転根絶宣言事業者等」であることを示す登録証を交付しますので、来客者の見やすい場所に掲示してください。また、振興局のホームページで登録していただいた飲食店名・事業者名を紹介していきます。

飲酒運転防止のための取組（例）

《酒類を提供する飲食店の場合》（様式第1-1号）

- ・ポスター・チラシ等の掲示
- ・飲酒運転根絶のための一声運動の実施
- ・運転代行業者の紹介
- ・ハンドルキーパーの確認
- 《その他の事業者の場合》（様式第1-2号）
- ・車両使用従業員への事前点検
- ・飲酒運転を発見した場合の警察への通報
- ・社内研修等の実施
- ・道の飲酒運転根絶事業への参加

提出先 北海道日高振興局保健環境部環境生活課
〒057-8558 浦河町栄丘東通56号

☎ 0146-22-9255 FAX0146-22-7516

メールアドレス hidaka.kankyo1@pref.hokkaido.lg.jp

☎ 町民課生活環境係 ☎ 4-6113

精神保健相談・女性の健康相談

静内保健所では、相談会を毎月開催します。ご利用ください。

《精神保健相談（こころの健康相談）》

期日 4月12日㊤ 13:30～15:30

《女性の健康相談》

期日 4月24日㊤ 13:00～16:00

会場はどちらも、静内保健所です。事前に申し込みが必要になります。

☎ 静内保健所 ☎ 0146-42-0251



平取町住宅リフォーム促進助成事業の受付をします

町では、「住宅の改修工事に係る費用の一部」に対して助成する事業を実施します。希望される方は次によりお申込みください。

対象者 町在住の住宅所有者であり、世帯全員が町税等を滞納していないこと

対象工事 改修費用が30万円以上で、町内業者が行う工事（増築・改築・改修）

助成額 工事費用の1/2以内（30万円を限度）とし、国や道などから補助・交付金の対象となる費用は除く

受付期間 4月1日㊦～5月13日㊦まで

申請書類 申請書（役場両支所に設置）、住民票謄本、固定資産評価証明通知書、工事見積書等ほか、詳細はお問い合わせください。

※申請者が多数の場合は、抽選により交付決定を行います。

☎ まちづくり課地域戦略係 ☎ 2-2222

平取町町民税1%まちづくり事業を募集します

町では、町民税の1%に相当する額を住民が主体となって実施する地域コミュニティの活性化やまちづくり活動に対して補助金を交付して支援しています。

つきましては、この補助制度を活用する事業を次のとおり募集しますので、実施を希望する団体はご応募ください。

募集事業 地域の活性化や特色あるまちづくり活動事業内容は限定していませんので、各団体で創意工夫してご提案ください。

事業採択方針

(1)新規事業

(2)既存の団体で通常実施していない独自性のある事業

(3)営利を目的としない対象範囲が広い事業

※同一事業への交付は3回までとします。

※上記事業を優先して採択する方針ですが、町民の方で構成する「町民税1%まちづくり会議」で審査を行い決定します。

※応募された事業は審査により採択されない場合もあります。また、予算の範囲内で助成金額を減額する場合もあります。

助成額 定額（1事業の助成金額は上限30万円）

募集期間 4月1日㊦～5月13日㊦まで

申請書類 事業計画書、事業予算書（役場両支所に設置）詳細はお問い合わせください。（町ホームページからのダウンロードも可能です。）

☎ まちづくり課地域戦略係 ☎ 2-2222

町民税1%まちづくり会議委員を募集

町では、「町民税1%まちづくり事業」に係る支援の適正・公平性を確保するため「町民税1%まちづくり会議」を設置して審査を行なうこととしています。

つきましては、この会議の委員を次のとおり一般公募しますのでご応募ください。

募集期間 4月5日㊦まで

募集人数 2人

内容 各団体から提出されたまちづくり事業計画の審査等

会議 年2～3回程度、夜に行います。

※報酬・費用弁償を支給します。

申込 応募用紙についてご請求いただき、応募用紙に記載のうえ、提出願います。

（持参・郵送・ファクシミリ、Eメール可）

その他 応募者多数の場合は、抽選により選考

☎ まちづくり課地域戦略係 ☎ 2-2222 FAX2-2277
Eメール chiiki.senryaku@town.biratori.lg.jp

平成30年度北海道胆振東部地震災害見舞金の支給

災害義援金の配分にあたり、北海道胆振東部地震により、自己が居住する住宅および店舗が被害を受けた方へ、次のとおり災害見舞金を支給します。

対象者

①平成30年9月6日時点で平取町に住民登録している方

②震災により住宅等が全壊、半壊または一部損壊の被害を受けた方

③住宅等の修理に要した費用が5万円を超える場合（家財道具、家電製品、備品は除く）

※既に低所得被災者住宅災害見舞金および浄化槽設置事業での助成金が支給された方は対象外となります。

支給区分

全壊 罹災証明で認定された住宅：1,000,000円

半壊（大規模半壊含む） 罹災証明で認定された住宅および店舗：350,000円

一部損壊 修理に要した費用が5万円以上の住宅および店舗：30,000円

持ち物

・印鑑・振込口座・補修、改修内容が記載された領収書、明細書、写真など

申請期間

3月14日から2020年3月31日まで

※平成31年3月31日までに改修された方は平成31年4月26日までに申請してください。

申請先 まちづくり課防災係

役場振内支所 役場貫気別支所

☎ まちづくり課防災係 ☎ 2-2222

老人福祉バス無料乗車身分証の更新手続き 受付中

町では、社会の進展に貢献された老人等に対し、福祉の向上を図ることを目的として、一部負担金を支払っていただき、町内路線に限り道南バスを無料で乗車できる老人福祉バス制度を実施しています。2019年度分更新手続きは次のとおりです。

対象 平取町に住民登録があり次のいずれかに該当する方

①満65歳以上の方

②満60歳以上の身体障がい者、2級以上の重度身体障がい者（年齢制限なし）

持ち物 無料乗車身分証、印鑑、身体障害者手帳（該当者のみ）、負担金

◆新規申請の方は顔写真（縦3cm×横2.5cm）が必要

負担金 2019年4月から2020年3月まで、年額3,600円（豊糠地区は1,800円）

（※年度途中にて申請した場合は、月割計算）

申請先 保健福祉課福祉係 役場両支所

☎ 保健福祉課福祉係 ☎ 4-6112

びらとり温泉無料入浴券給付 受付中

高齢者および障がい者の健康増進ならびに福祉の向上を図ることを目的として、申請により、次のとおり無料入浴券を給付いたします。

対象 平取町に住民登録があり次のいずれかに該当する方

①満65歳以上の方

②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

持ち物 身分証明書（運転免許証、保険証など生年月日のわかるもの）、印鑑、各種手帳。

給付枚数 1人あたり年間24枚が上限です。

・入浴券の有効期限は毎年4月1日から3月31日までです。

・入浴券に紛失があった場合でも、再給付は行いません。

・使用できるのは、本人のみです。

・5月以降に給付を受けようとする場合、月数により給付枚数を減らす場合があります。

申請先 保健福祉課福祉係 役場両支所

☎ 保健福祉課福祉係 ☎ 4-6112

夜間納税相談窓口 開設

お仕事などにより昼間に納入に來られない方のため「夜間納税相談窓口」を開設します。

税金や各種使用料などの納入や納税に関する相談をお受けします。お気軽にご利用ください。

夜間納税相談窓口 毎週水曜日 17:15～20:00

☎ 税務課納税係 ☎ 2-2224

国民年金保険料の産前産後期間の免除

平成31年4月から、国民年金第1号被保険者の産前産後期間（出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヶ月間）の保険料が免除される制度が始まります。この免除期間は、保険料納付済期間となるため、将来受け取る年金額が減ることはありません。詳細はお問合せください。

☎ 町民課住民年金係 ☎ 4-6113
☎ 苫小牧年金事務所 ☎ 0144-36-6135

平成31年度国民年金保険料のお知らせ

平成31年4月からの国民年金保険料は、月額16,410円です。保険料は、金融機関・コンビニエンスストアでお支払いできます。また、口座振替やクレジットカードによるお支払いもできますので、納め忘れのないようにしましょう。

☎ 町民課住民年金係 ☎ 4-6113
☎ 苫小牧年金事務所 ☎ 0144-36-6135

浄化槽設置補助 申込受付

町では、個人住宅および店舗併用住宅への合併浄化槽設置及び既設の単独浄化槽から合併浄化槽への改修に対し、設置費用の一部を補助しますので、希望される方は次により申し込みください。※申し込みが予定基数を超えた場合は、選考および抽選にて補助対象者を決定します。

なお、選考では胆振東部地震による浄化槽の交換改修および汲み取り便槽からの改修を優先します。

助成基数 8基

助成額

- ・合併浄化槽の新設…標準設置工事費の1/2以内
- ・汲み取り便槽からの改修…標準設置工事費の2/3以内

- ・単独浄化槽から合併浄化槽への転換…標準設置工事費の1/2以内+宅内配管工事費（30万上限）

設置条件

- ・個人所有の所有者本人又は親族等が居住する一般個人住宅、店舗併用住宅であること。（借家、アパートなどは対象外）

- ・設置する浄化槽が10人槽以下であること。
- ・平成31年12月末までに確実に設置完了できること。

- ・平成30年度以前に町税等の滞納がないこと。
- ・設置後の浄化槽法に基づく法定検査および保守点検（有料、設置者負担）を受けること。

- ・浄化槽は町内の設置工事業者と契約し、設置すること。

受付期間 4月1日㊦～4月19日㊦

町民課生活環境係、役場振内支所、貫気別支所

☎ 町民課生活環境係 ☎ 4-6113

奨学資金貸付追加申込みの受付

教育委員会では、平成31年度奨学資金貸付の追加申込みを受付しています。

対象者

- 平取町民であって、大学（短大を含む）、専修学校、高等専門学校、高等学校の教育機関に在学するもの（各種学校は除く）
- 学業が優良で性行善良および身体が健康であるもの
- 一定の収入基準以下の家庭であること
- 卒業後、平取町民として町内に5年以上在住する意志のあるもので、他の奨学資金などを受けないものであること

奨学資金貸付額

- 大学（短大を含む） 月額 40,000 円以内
- 専修学校 月額 40,000 円以内
- 高等学校・高等専門学校 月額 15,000 円以内

提出書類 ・願書 1 通 ・在学する学校長が作成する推薦書 ・家庭状況調査書 ・健康診断書 ・同一世帯に属する者で、前年に収入のあった者の収入を証明する書類

申込 4 月 12 日㊦まで

その他 貸付制度のあらまし、願書などの申請書類については、町内各中学校および教育委員会・役場両支所に配置しています。

㊦ 生涯学習課管理係 ☎ 2-2619

ご存じですか？ 屋外広告物のルール

北海道は、屋外広告物の面積や設置できる場所などを条例で定めており、まちなかや国道、道道の脇に広告物を設置するには、原則として、許可が必要になります。設置する場所により許可できる面積や高さなど条件が異なりますので、屋外広告物を設置、変更する際には、お気軽に日高振興局までご相談ください。

㊦ 日高振興局建設指導課 ☎ 0146-22-9291

自衛官募集中

次のとおり自衛官を募集しています。

募集項目	資格	受付期限
予備自衛官補（一般）	18歳～34歳未満	4月12日
予備自衛官補（技能）	18歳以上～53/54/55歳未満の方（技能別）	
一般曹候補生	18歳以上 33歳未満の方	5月15日
自衛官候補生（男子）		6月3日
自衛官候補生（女子）		6月3日

採用試験日または採用試験の期間につきましてはお問い合わせください。

㊦ 自衛隊札幌地方協力本部 静内分駐所 ☎ 0146-44-2855

平取町アイヌ工芸伝承館（ウレシパ）開館

4月より平取町アイヌ工芸伝承館の利用が可能になります。

手仕事、木彫、アットゥシ織や、レーザー加工室、研修室などがあり、いろいろな体験で使えます。

また、事前の申込みは、利用したい日から10日前までに予約が必要です。ご連絡ください。

㊦ 3月中は、アイヌ施策推進課 ☎ 2-2341
4月からは、平取町アイヌ工芸伝承館 ☎ 3-7501

平成31年度 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（旧経営体育成支援事業）要望調査開始のお知らせ

農林水産省の要望調査開始に伴い、次のとおり要望取りまとめを実施します。

事業の概要

適切な人・農地プランに位置づけられた中心経営体等が、担い手として農業経営の発展・改善を目的として、金融機関からの融資を活用して農業用機械等を取得する場合に、取得に要する経費から融資等の額を除いた自己負担額について助成します。

提出期限 4月2日㊦

補助率 融資残額の範囲内で、事業費の3/10以内（上限300万円）または融資金額のいずれか低い額。

申込書など

平取町ホームページより取得願います。

<http://www.town.biratori.hokkaido.jp/news/>

提出先 産業課農政係

㊦ 産業課農政係 ☎ 2-2223 FAX2-2277

緑化用苗木を配布します

町では、安らぎと潤いのある快適な生活環境づくりを目指し、緑化用苗木の配布を次により実施しますので、希望される方は申込みください。

配布予定苗木 カツラ、サクラなどの緑化木

配布対象団体 町内の公共施設等に植樹を計画している自治会、団体またはグループ

申込 4月10日㊦までに所定の申込書に記入し、施設管理者の同意書を添付して提出してください。※応募数により、配布数量を調整する場合があります。

㊦ 産業課林務係 ☎ 2-2223

役場関係
電話番号



平取町役場 ☎ 2-2221
総務課（代表） ☎ 2-2221
まちづくり課 ☎ 2-2222
産業課 ☎ 2-2223
税務課 ☎ 2-2224
出納室 ☎ 2-2225
建設水道課 ☎ 2-2226
議会事務局 ☎ 2-2227
アイヌ施策推進課

☎ 2-2341
農業委員会・土地改良区 ☎ 2-2695
観光商工課 ☎ 3-7703

ふれあいセンターびらとり ☎ 4-6111

保健福祉課
保健推進係・福祉係

☎ 4-6112
介護支援係・介護保険係 ☎ 4-6114
町民課 ☎ 4-6113

児童館 ☎ 2-3026
子ども発達支援センター ☎ 2-3400

地域包括支援センター
「ほほえみ」 ☎ 2-3700
図書館 ☎ 4-6666

平取町教育委員会
中央公民館 ☎ 2-2619
町民体育館 ☎ 2-2749
二風谷アイヌ文化博物館

☎ 2-2892
沙流川歴史館 ☎ 2-4085

役場振内支所 ☎ 3-3211

役場貫別支所 ☎ 5-5204

平取町国民健康保険病院 ☎ 2-2201

平取町社会福祉協議会 ☎ 4-2267

平取町外2町衛生施設組合 ☎ 2-2024

平取消防署 ☎ 2-2361



ホームページQRコード

平成31年度平取町地場産業振興対策補助、店舗改修事業補助制度および空き店舗活用補助制度のお知らせ

町では地場産業の振興を図るために積極的な意欲を持って事業を行う団体および個人に対する補助・融資制度があります。希望される方はお気軽にご相談ください。

地場産業振興対策補助制度	
目的	地域の特性に根ざした地場産業振興および地域活性化を推進しようとする団体および個人に対し、その試験研究および設備に要する経費について予算の範囲内で補助および資金援助をする。
補助対象経費	①試作、試験研究に要する経費 ②市場調査に要する経費 ③生産技術に関する調査に要する経費 ④技術者等の養成に要する経費 ⑤特産品消費拡大のため、設備導入等に要する経費
特産品の定義	「びらとりトマト」および「びらとり和牛」
採択要件	地場産業の振興に積極的な意欲をもっているもの
補助の条件	農林水産物等の資源を活用した製造加工等の産業を開発・育成しようとするもの
補助率	補助率は、「補助対象経費」の①～④の経費については80%以内、⑤については2分の1以内とし、補助額は100万円を限度

店舗改修事業補助制度	
目的	店舗改修に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、店舗のイメージアップと商店街の活性化を図る。
補助対象店舗	①町内に存する店舗であること。 ②改修の着手時において、建築後10年を経過していること。 ③改修に要する補助対象費用（消費税を除く。以下同じ。）が50万円以上であること。
補助対象経費	環境に配慮した店舗の増築、改築、改修に要する費用を補助対象とする。 店舗改修事業は、町内住宅関連業者に発注した事業費を補助対象とする。ただし、町内住宅関連業者の自社施工は、自社見積額を補助対象とする。
補助対象者	①改修を行う店舗の所有者で、現に店舗において5年以上営業を行っており、改修後もその店舗で営業を継続することが確実な者 ②改修を行う店舗の所有者および同一世帯に属する者全員が、町税等を滞納していないこと。 ③平取町商工会に入会していること。若しくは平取町商工会に入会することを確約していること。
店舗の定義	自己が所有している小売業、飲食業、サービス業を営む店舗で、娯楽業および風俗を伴う飲食業を除く。
補助金の額	改修に要する費用の2分の1以内とし、50万円を限度とする。

空き店舗活用補助制度	
目的	空き店舗に出店する者に対し、賃借料および改修に要する費用の一部を補助することで、空き店舗の活用およびまちのにぎわいづくりを図り、商業の振興および地域経済の活性化を図る。
補助対象経費	①店舗改修事業は、町内住宅関連業者に発注した事業費を補助対象とする。 ②空き店舗の賃借料（補助対象事業を開始した日の属する月の翌月から1年間の賃借料とする。） ③空き店舗の改修に要する費用
補助対象者	①小売業、飲食業、サービス業に類する事業 ②平取町商工会に入会していること。若しくは申請時に平取町商工会に入会することを確約していること。
補助の条件	①許認可等を要する業種に係る事業を行う場合にあっては、既に当該許認可等を受け、または当該許認可等を受けることが確実であること。 ②空き店舗において3年以上継続して補助対象事業を行うことが見込まれ、かつ週30時間以上補助対象事業を行うこと。
空き店舗の定義	空き店舗とは過去に使用されていたもので申請時において使用されていない店舗をいう。
補助金の額および補助限度額	賃料：補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、1月当たり4万円を限度とする。 改修：補助対象経費の2分の1以内の額（1店舗につき1回限りとし、50万円を限度とする。）

※申請件数などの状況により補助金の限度額が変更となる場合があります。
※審査の結果、補助を受けられない場合があります。

㊦ 観光商工課商工労働係 ☎ 3-7703